

Q 日雇労働者の平均賃金は

A

平均賃金の規定は労基法第 12 条に置かれていますが、「日々雇い入れられる者」については原則的な方法により難いため、特殊な計算方法が定められています。

ここでいう「日々雇い入れられる者」とは、「1 日の契約期間で雇い入れられ、その日限りで契約終了する者であって、日々更新されたとしてもその性格を変えるものではない」（昭 21. 9. 15 基収第 4025 号）と解されています。

一方、派遣法でいう「日雇派遣労働者」は、「日々または 30 日以内の期間を定めて雇用される者」を指します（「日雇派遣指針」）。

両者の定義は必ずしも一致しませんが、日雇労働者の平均賃金の計算方法は、「日々雇い入れられる者の平均賃金を定める告示」（昭 38・労働省告示第 52 号）により規定されています。

日雇労働者が「使用された期間がある場合」には、

① 平均賃金の算定事由発生日以前 1 ヶ月間の賃金総額を労働日数で除した金額の 100 分の 73 を平均賃金とします。（その際、1 ヶ月における実労働日数の多少は問わないものであり、稼働率は考慮せず一律に 100 分 73 を乗じます。）

しかし、賃金総額・労働日数は「事由発生日の前日」から計算するので、就労初日に事故が発生すれば「使用された期間」が存在しません。

①により算定し得ないときは、

② 平均賃金の算定事由発生日以前 1 ヶ月間に「同一事業場で同一業務に従事した日雇労働者を対象として、①と同様に計算した額を用います。

ただし、「①②により算定し得ない場合または日雇労働者または使用者が不相当と認め申請した場合」には、

③ 都道府県労働局長が定める金額（昭 38・10・26 基発第 1281 号）となりますが、「日額で定められているときは、その金額の 100 分の 73 とする」等の計算方法が列举されています。